令和7年度 奈良市一般廃棄物処理実施計画

目次

			ページ番号
1	総貝	IJ	1
	(1)	実施計画の目的	1
	(2)	実施計画の期間	1
	(3)	実施計画の区域	1
2	一般	段廃棄物処理基本計画の進捗状況	2
	(1)	一般廃棄物処理基本計画における数値目標	2
	(2)	進捗状況	2
3	一般	设廃棄物処理実施計画	3
	(1)	一般廃棄物の処理方法及びその主体	3
	(2)	一般廃棄物処理業・処理施設設置の許可	6
	(3)	ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策	7
	(4)	収集運搬計画	10
	(5)	中間処理・再生利用計画	14
	(6)	最終処分計画	21
4	生活	6排水(し尿・浄化槽汚泥)処理実施計画	22
	(1)	生活排水(し尿・浄化槽汚泥)の処理方法及びその主体	22
	(2)	一般廃棄物(浄化槽汚泥)収集運搬業・浄化槽清掃業の許可	23
	(3)	市民等に対する広報・啓発活動	23
	(4)	収集運搬計画	23
	(5)	中間処理計画	24

1 総則

(1) 実施計画の目的

奈良市一般廃棄物処理基本計画及び奈良市生活排水処理基本計画を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3の規定に基づき、令和7年度における施策等をこの実施計画において定める。

(2) 実施計画の期間令和7年4月1日から令和8年3月31日

(3) 実施計画の区域 奈良市全域

2 一般廃棄物処理基本計画の進捗状況

(1) 一般廃棄物処理基本計画における数値目標

奈良市一般廃棄物処理基本計画(令和4年3月策定)で定める令和13年度(最終目標年度)の数値目標は次のとおり。

令和元年度のごみ搬入量及び処理量を基準として、令和13年度までに以下のとおりご み減量化をめざします。

- ごみ搬入量を約1/5減量
- 焼却処理量を約1/5減量
- 最終処分量を約1/5減量

(2) 進捗状況

		基準年度	直近	年度	本計画	中間目標	最終目標
		令和元年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和13年度
		(実績)	(実績)	(見込み)	(推計値)	(目標値)	(目標値)
	人口	355, 529人	348, 285人	345,900人	343,500人	338,538人	325, 265人
	ごみ搬入量	89, 771t	80, 774t	79, 199t	75, 323t	73, 256t	69, 773t
	令和元年度比	100%	90%	88%	84%	82%	78%
	1人1日当たり	690g	634g	627g	601g	593g	586g
7"	家庭系ごみ	56, 313t	50, 726t	49, 136t	46, 226t	45, 142t	43, 254t
ンみ	令和元年度比	100%	90%	87%	82%	80%	77%
搬入	1人1日当たり	433g	398g	389g	369g	365g	363g
量	事業系ごみ	33, 458t	30, 048t	30,063t	29, 097t	28, 114t	26, 519t
内	令和元年度比	100%	90%	90%	87%	84%	79%
訳	1人1日当たり	257g	236g	238g	232g	228g	223g
	焼却処理量	83, 839t	76, 216t	70, 976t	67, 044t	68, 170t	64, 979t
	令和元年度比	100%	91%	85%	80%	81%	78%
	1人1日当たり	644g	598g	562g	535g	552g	546g
	最終処分量	14, 696t	12, 575t	11, 292t	9, 323t	12, 453t	11,812t
	令和元年度比	100%	86%	77%	63%	85%	80%
	1人1日当たり	113g	99g	89g	74g	101g	99g
	再生利用率	21%	22%	22%	23%	24%	24%

[※]令和元年度及び令和5年度の人口は、それぞれの年度末の実績値。その他は各年度末の推計値。

[※]ごみ搬入量には、再生資源搬入量を含まない。

[※]再生利用率は、(市による直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団資源回収量)/(市へのごみ搬入量(発生抑制後)及び再生資源搬入量+集団資源回収量)。

[※]令和5年度実績においては、令和元年度と比較して、全体のごみ搬入量が10%(家庭系ごみが10%、事業系ごみが10%)、焼却量が9%、最終処分量が14%減少している。

3 一般廃棄物処理実施計画

(1) 一般廃棄物の処理方法及びその主体

ア 家庭から排出される一般廃棄物 ※注1

ア 家庭から排出される一				
分別の区分及び該当物	収集運搬方法 ※注2	中間処理方法	最終処分方法	
燃やせるごみ	週2回収集	焼却し、焼却	焼却灰は埋立	
生ごみ、再生できない紙くず、木くず、		灰、ばいじん処 理物、非鉄類に	(直営)	
カセットテープ、ビデオテープ、汚れの 落ちないプラスチック製容器包装等	(直営・委託)	選別	ばいじん処理物、非鉄類は埋立	
		(直営)	(委託)	
燃やせないごみ	概ね月2回収集			
然やセないこみ	「既44月 2 凹収集			
ガラス類、陶器類、金属類、プラスチック製品等	(直営・委託)	委託先の一次処理	委託先の二次処理施設におい	
		施設へ運搬し、破	て選別後、破砕可燃物は焼却 (焼却灰は焙焼処理し再生利	
	電話等申込によ	砕処理の後、二次 処理施設へ運搬	用)、破砕スクラップは再生	
大型ごみ	り収集 ※注3	(委託)	利用、その他不燃物は埋立 (委託)	
重量物または450のごみ袋に入らない家	(直営・委託)		(31),-	
電製品、家具、寝具等	(匹百 安記)			
埋立ごみ	自治会等からの 申込により収集	草木類、土砂類 に選別	草木類は再生利用	
mr 内注目がに とり 批川 とらっ 井上将 「」		(-,2,3,1	土砂類は埋立	
町内清掃等により排出される草木類、土 砂類等	(直営・委託)	(直営)	(直営)	
 有害ごみ	大型ごみ収集の 際に収集	専用容器に保管	専門処理業者で再生利用	
付合しか	(直営・委託)		导门处连来有《丹生利用	
蛍光管・乾電池等の水銀含有物	電池類は拠点回 収も実施	(直営)	(委託)	
	(直営)		容器包装に係る分別収集及び	
プラスチック製容器包装	週1回収集	選別し、梱包	再商品化の促進等に関する法	
プラスチック製の容器及び包装 ※注4	(直営・委託)	(委託)	律第21条に基づく指定法人 (以下「指定法人」とい	
ガラスびん	概ね月1回収集	選別し、保管	う。) から委託された再商品	
無色・茶色・その他の色の飲料、食品等のガラス製容器 ※注4	(委託)	(委託)	化事業者で再生利用 (委託)	
ペットボトル	概ね月1回収集	選別し、圧縮	正 4. 41 田	
飲料、しょうゆ等のペットボトル ※注 4	(委託)	(委託)	再生利用	
飲料用紙パック	V 14	保管		
飲料用の内側が白色で500m0以上の紙製 容器 ※注4	又は	(直営)	再上利田	
空き缶	公共施設で拠点	選別し、圧縮	再生利用	
飲料、食品等のアルミ、スチール製容器 回収 ※注4		(委託)		
古紙類・古布類	環境清美セン	保管	再生利用	
新聞紙、雑誌、ダンボール、古着類	ターで拠点回収	(委託)	(委託)	
使用済小型家電	公共施設及び民 間施設で拠点回	選別し、保管	専門処理業者で再生利用	
携帯電話、カメラ、映像用機器、音響機 器、補助記憶装置、ゲーム機等	同施設で拠点回収 収	(直営)	(委託)	
陶磁器製・ガラス製食器類	公共施設で拠点	破砕処理	専門処理業者で再生利用	
リユースできない陶磁器製及びガラス製 食器類	回収 イベント回収	(委託)	(委託)	
※注1 市民自ら加理する場合及び市民の		ı .		

[※]注1 市民自ら処理する場合及び市民の意向で許可業者に依頼する場合を除く。

[※]注2 直営・委託の区別は、収集区域により定める。

[※]注3 1回の申込につき、6点まで排出可能で、申込んだ目の2か月後から再度、申し込める。

[※]注4 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第2項に規定する特定容器に限る。

イ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物 ※注

分別の区分及び該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法	
燃やせるごみ				
生ごみ、再生できない紙くず、木くず等	随時収集	家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理		
燃やせないごみ	(許可業者)		- / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	
木製家具等				
生ごみ	概ね週2~3回 収集	堆肥化し、再生利	用	
市立学校園給食の残さ等	(直営)	(直営)		
公園ごみ	随時収集	家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理		
落ち葉、剪定枝等	(委託)		る 双疣未物で円稼に延生	

[※]注 事業者自ら処理する場合を除く。

ウ 動物の死体 ※注

該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
動物の死体	電話等申込によ り収集	燃やせるごみと同様に処理	
飼犬、飼猫、野生動物等の死体	(直営)		

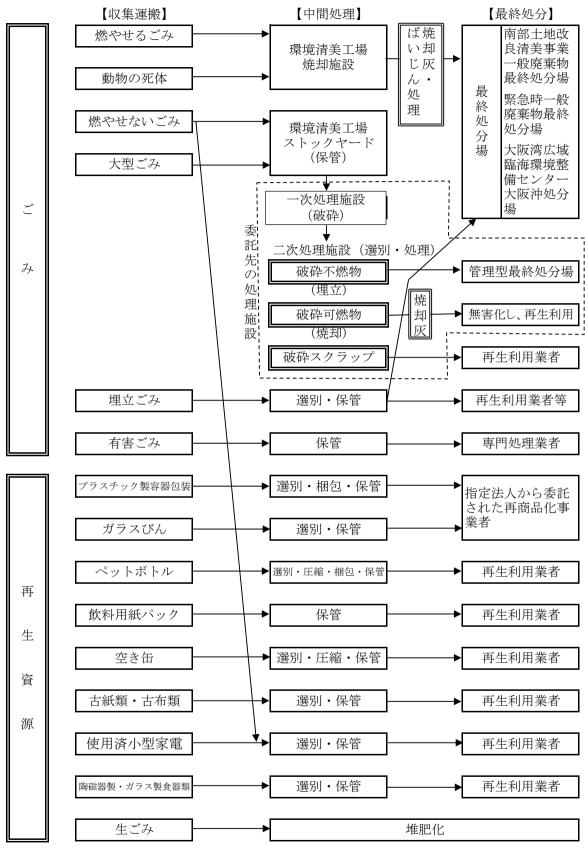
[※]注 排出者自ら処理する場合を除く。

エ 市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項の規定に基づき、市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物として、以下のものを指定する。

- 紙くず
- 木くず(パレット及び建設業からの木くずを除く)
- 繊維くず

オ ごみ処理体系 (令和6年10月から)



- ※注 中間処理の選別において生じた残さは、その性状に応じて、焼却、破砕、直接埋立の処理をする。
- ※注 使用済小型家電については、ボックス回収分及び市民が環境清美センターへ自己搬入したもののうち該当物を別途回収したものに限る。
- ※注 陶磁器製・ガラス製食器類については、ボックス回収・イベント回収したものに限る。
- ※注 生ごみは、市立学校園から発生する給食の残さ等に限る。

(2) 一般廃棄物処理業・処理施設設置の許可

ア 許可指針

一般廃棄物処理業の許可については、平成21年4月1日に策定した一般廃棄物の処理業の許可指針に基づくものとする。また、一般廃棄物処理施設設置の許可は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2に基づくものとする。

イ 許可件数 (令和7年3月1日現在)

(ア) 収集運搬業

処理する廃棄物の種類	件数
浄化槽汚泥、特別管理一般廃棄物を除く一般廃棄物	34
剪定枝木、草、木くず限定	2
剪定枝木、草限定	6
実験動物の死体限定	1
食品廃棄物限定	2

(イ) 処分業

処理する廃棄物の種類	件数
剪定枝木、草、木くず限定	2
剪定枝木、草限定	1
びん、空缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、繊維く ず限定	1
木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器く ず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その 他これに類する不要物、廃プラスチック類限定	1
木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定	2

(ウ) 処理施設

処理する廃棄物の種類		
プラスチック製容器包装及びその残さ(廃プラスチック、ガラスくず、紙くず、金属くず、動植物性残さ、焼却灰、木くず、ゴムくず等)	1	

(3) ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策

区分	取組	具体的な内容
	インターネット、広 報紙による情報発信	市ホームページ等のインターネットやSNSを活用 し、ごみ処理の現状、ごみの減量、ごみの出し方等の 情報を発信する。
	ごみ減量キャラバン	ごみ減量に取り組んでいる市民団体が講師となり、組成分析等のデータを基にして、雑がみの判別、生ごみの水切り等の日常生活における工夫によるごみ減量を促進するための学習会を公民館での講座や、自治会を対象として実施する。
	環境学習の見直し	奈良市のごみ処理の状況及びごみ減量に関する新たな情報を提供し、環境教育の充実を図る。 また、市内小学校に呼び掛け、小学生向け「ごみ減量 キャラバン」の活用を促す。
	家庭ごみ分別・減量 説明会	市民からの要望に応じ、市民の用意する会場に職員・市民団体の講師が出向き、説明会を実施する。
	学習用教材の制作	「もったいない」の心を持ち、自主的にごみ減量の行動を実践できる子ども達を育成するため制作したごみに関する学習用教材について継続的に内容の見直しや新たな教材の制作を行い、充実を図る。
	事業者向けごみ適正 処理説明会	大規模事業者へ対し、廃棄物の減量及び適正処理等の 説明会を年に1回、実施する。
	大規模事業所への指 導	事業系一般廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者を 通じ、自主的にごみの減量が促進されるよう指導す る。
	E-changes	民間事業者の模範となるように、市役所等の公共施設でごみ減量と分別排出を徹底する。
3 Rの推進	ごみ処理(搬入)手 数料の見直し	環境清美工場へのごみ搬入手数料の改定を契機とし、 事業所に対しごみの適正処理及び減量の取り組みを進めてもらう。
	家庭ごみ有料化実施 の検討	廃棄物処理に係るコストや公平な負担のあり方につい て検証し、処理費用の適正化を図る。
	リユース交換会	靴、かばん、ぬいぐるみ等を市民に持ち寄ってもらう リユース交換会をイベント等で実施する。
	陶磁器製・ガラス製 食器類リユース・リ サイクル事業	ごみ減量及び資源の有効利用を目的とした陶磁器製・ ガラス製食器類のリユース・リサイクル事業を奈良市 内各所で実施する。
	再生資源分別収集	再生資源として、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶を収集する。
	公共施設等での再生 資源・電池類の回収	市役所、公民館、人権文化センター、出張所、連絡所において、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶、家庭用インクカートリッジ、電池類の拠点回収を実施する。(施設により回収品目は異なる。)
	有害ごみ回収	回収した乾電池、蛍光灯等の有害ごみを専門処理業者 に委託し、再生利用する。
	再生資源店頭回収小 売店等の情報提供	再生資源の店頭回収を行っている小売店等の情報を集約し、市ホームページ等に掲載する。
	使用済小型家電リサ イクル	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)に基づき、使用済小型家電 の拠点回収を行い、リサイクルを実施する。
	小型家電ピックアッ プ回収	これまで不燃ごみとして処理されていた家電製品を環境清美工場にて別途回収して事業者に引渡し、再資源化を行う。

区分	取組	具体的な内容
	草木類の再生利用	町内清掃や学校等から排出された草木類を選別し、再 生利用する。
	剪定枝木粉砕機を利 用した剪定枝木活用	市が用意した剪定枝をチップ化する「剪定枝粉砕機」 を市民自らが使用し、家庭等で発生した剪定枝チップ の活用を促進することで、ごみの減量化及びごみ減量 啓発に資する。
3Rの推進	汚泥発酵肥料(畑 楽)の製作	衛生浄化センター汚泥再生処理施設のし尿処理工程で 発生する汚泥を再生し、汚泥発酵肥料(畑楽)を製造 する。製造した肥料は市民に配布する。
	生ごみ処理機器等購 入助成	家庭から発生する生ごみを自家処理することでごみ減量を進めるため、生ごみ堆肥化容器(コンポスト容器・EMぼかし専用容器)、電気式生ごみ処理機及びダンボールコンポストの購入者に対し、助成を行う。また、事業所で発生する生ごみの減量を促進するため、業務用生ごみ処理機の導入費用を助成する。
	給食残渣や草木類の 堆肥化	奈良市で収集している給食残渣や草木類から生産した 堆肥を活用し、地産地消の仕組みづくりを関係者と進 め、地域資源循環サイクルの構築を目指す。
プラスチック ごみの処理	プラスチック製ごみ の発生抑制・再資源 化の推進	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行(令和4年4月)に伴い、ワンウェイプラスチックごみの発生抑制を推進する。また、製造・販売事業者などによる自主回収や市町村の分別収集・再商品化などについて、行政としての取り組み内容の調査・研究を行う。
	食品ロス削減キャラ バン	市内小学校をターゲットに、テーマを「食品ロス削減」に特化した出前講座を実施する。
	てまえどり運動の推 進	すぐに食べる食品を買う際、陳列棚の手前の商品から順番に取っていくことで食品の廃棄を減らす購買行動「てまえどり」の普及のため、啓発ポップやポスターを協力事業者へ提供する。
食品ロス削減	フードバンク事業へ の協力と同事業の周 知・啓発	
	3010運動の推進	宴会時等の食べ残し削減を目的に、開始後30分と終了前10分に食事を楽しむ時間を設定して食べきる「3010運動」について市民・事業者に向け周知啓発を行うほか、協力店募集などを行っていく。
	「雑がみ」リサイク ルの啓発強化	雑がみの対象品目や出し方、回収業者及び回収場所を 周知することで、紙ごみのより一層の削減を目指す。
紙ごみの削減	古紙回収協力業者と の提携	地域での雑がみ回収の促進に向け、市内で活動する古 紙回収業者と協力関係を結び、集団資源回収の拡大を 進める。
	古紙類・古布類の回 収	自治会等による集団資源回収を促進するとともに環境 清美センター内の資源回収作業所でも、市民・事業者 持ち込み分を回収する。

区分	取組	具体的な内容
	ごみ懇談会との協働	ごみ減量などを考え、行動するための市民団体である ごみ懇談会と協働し、ごみ減量キャラバン等を実施す る。
多様な主体の 参画・連携	大学との連携	「奈良市と奈良大学との包括連携協力に関する協定」に基づき、令和元年度から同大学学生有志と「ごみ減量プロジェクト」を起ち上げ、若年層に向けたごみの分別徹底、ごみ減量についての啓発活動などを行っている。今後もこの活動を継続し、他大学へも拡大・発展させていく。
	奈良市のごみ事典 ごみ・再生資源の分 け方と出し方	ごみの分別・収集について記載した奈良市のごみ事典を主に市外からの転入者に配布するとともに、ごみ・再生資源の分け方と出し方に係るパンフレットを奈良市ホームページで公開する。
	ごみカレンダー	ごみ及び再生資源の収集日を示したカレンダーを全戸配布する。
	奈良市ごみ分別アプリ	ごみについて関心の低い若年層を主な対象として、ご みの適正排出の促進を図るため、スマートフォン向け アプリを配信する。
	ごみ分別用啓発ス テッカー	再生資源が混じる等、分別が不適切なごみに対し、ステッカーを貼り、啓発を行う。
	ごみの収集区分の見 直し	市民の要請や法制度の変更等により、必要があればごみの収集区分を見直す。
	一般廃棄物処理業者 に対する許可基準及 び許可指針の適用	収集・運搬について許可を受ける一般廃棄物処理業者 数は市内で排出されるごみ量に対して適正であり、指 導・監視の徹底を図るため、新規許可を見合わせる。
適正処理の推 進	家庭で発生する排出 禁止物の適正な排出 先の確保	排出先を確保しにくい排出禁止物について、全国都市 清掃会議等を通じ、国や産業界に適正な引き取りシス テムの構築を要望する。
<i></i>	搬入管理の強化	奈良市環境清美センター搬入管理要領に従い、センターの適正管理運営に努め、自走式コンベアごみ投入 検査機を活用しごみ搬入車の積載物の展開検査を随時 行うとともに、不適切なごみを搬入した許可業者に対 し、指導等を行う。
	事業系ごみの出し方 に関するルールの徹 底	奈良市内の事業所へ事業系ごみの適正排出に関する啓発を行い、処理に関するルールの徹底を図る。
	違法な野外焼却や不 法投棄等の防止	市民、事業者への啓発活動を充実し、違法な野外焼却や不法投棄等の防止を図る。 また、不法投棄の重点監視地域を設定し、パトロールや監視センサーの設置等を行う。
	適正な運転管理の継 続と運転データ等の 公表	環境清美工場、最終処分場において、適正な運転管理 を継続し、運転データ等を公表する。
	最終処分量の削減に よる既存最終処分場 の延命	ごみ減量及び中間処理により、最終処分量を削減し、 既存最終処分場の延命を図るとともにフェニックス最 終処分場への計画的な搬入を進め、市の最終処分場を 効率的に活用する。
新クリーンセ ンター建設	ごみ焼却施設の移転	「奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会」の運営を円滑に遂行し、候補地議論の早期解決を図る。
災害時の廃棄 物処理	災害時等の廃棄物処 理への対応	災害発生時等に迅速に対応することができるよう、災害廃棄物処理計画を見直し、計画推進に向けた庁内体制及び住民との協力体制を整備する。

(4) 収集運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量

(令和7年度推計値)

	種類	市収集 ※注	許可業者収集	直接搬入	合 計
	燃やせるごみ	36,979 t		1, 192 t	38, 171 t
	燃やせないごみ	2,205 t		2,297 t	4,502 t
家庭系	大型ごみ	2,341 t		_	2,341 t
系	埋立ごみ	1,127 t			1,127 t
	有害ごみ	85 t		-	85 t
	再 生 資 源	6,167 t	I	360 t	6,527 t
	小 計	48,904 t		3,849 t	52,753 t
事	燃やせるごみ	0 t	27,862 t	1,011 t	28,873 t
業	燃やせないごみ	0 t	224 t	0 t	224 t
系	生ごみ(再生資源)	200 t	_	_	200 t
	小 計	200 t	28,086 t	1,011 t	29, 297 t
	合 計	49, 104 t	28,086 t	4,860 t	82,050 t
	動物の死体	1,120 体	_	_	1,120 体

※注 市収集とは、市の直営又は市からの委託による収集

イ 収集運搬に係る施設 ※注

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

(ア) ごみ収集基地

名 称	環境清美センター事務厚生棟
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地
収 集 区 域	委託収集区域を除く奈良市全域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、埋立ごみ、有害ご み、プラスチック製容器包装、生ごみ(事業系)、動物の死体

(イ) 再生資源収集基地

名	称	廃棄物対策課リサイクル分室
所 在	主 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
収 集	区 域	奈良市全域
処理する廃	棄物の種類	ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶

(ウ) 委託業者収集基地

名称	株式会社奈良市清美公社
所 在 地	奈良市大安寺西三丁目10番21号
収 集 区 域	市長が別に定める区域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、有害ごみ、プラス チック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パッ ク、空き缶

名称	武田環境・大和清掃家庭系ごみ収集運搬業務共同企業体
所 在 地	奈良市八条三丁目737番地の1
収 集 区 域	市長が別に定める区域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装

名	称	株式会社武田環境
所	在 地	奈良市八条三丁目737番地の1
収	集 区 域	市長が別に定める区域
処理する	る廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装

ウ 家庭から排出される一般廃棄物の収集方法

下記のとおり、家庭から排出される一般廃棄物を収集する。

また、収集する日時については市長が別に定める。 なお、ステーション収集を行う種類のごみで、ステーション収集未実施の地区に対しては、ステーション収集の推進を図る。また、小規模ステーションの統合を図る。

種類	収集方式	排出方法	
燃やせるごみ 燃やせないごみ	原則ステーション収集とする。	450以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出する。	
大型ごみ	戸別収集とする。	450以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「奈良市申込品」と「排出者の姓」を記入した紙を貼る。	
埋立ごみ	自治会等の申込者の指定す る集積場からの収集とす る。	排出物の性状に合わせ、市長の指示 に従い、排出する。	
有害ごみ	戸別収集とする。(電池類 は拠点回収も実施)	450以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「有害ごみ」と「排出者の姓」を記入した紙を貼る。	
プラスチック製容器包装	原則ステーション収集とす る。	洗浄し、450以下の透明又は半透明 の袋に入れ、二重袋にせずに排出す る。	
ガラスびん	ステーション収集とする。	洗浄し、無色・茶色・その他の色に 分別し、市が配布するコンテナに入 れ、排出する。	
ペットボトル	ステーション収集、又は拠 点回収とする。	洗浄し、市が配布する網袋に入れ、 排出する。又は拠点に設置された回 収箱に排出する。	
飲料用紙パック	ステーション収集、又は拠 点回収とする。	洗浄し、市が配布するコンテナに入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。	
空き缶	ステーション収集、又は拠 点回収とする。	洗浄し、市が配布する網袋に入れ、 排出する。又は拠点に設置された回 収箱に排出する。	
古紙類・古布類	拠点回収(環境清美セン ター内資源回収場)とす る。	拠点に設置された回収場所に排出する。	
使用済小型家電	拠点回収とする。	拠点に設置された回収ボックスに排 出する。	
陶磁器製・ガラス製食器類	公共施設で拠点回収、又は イベント回収とする。	拠点に設置された回収ボックスに排 出、又はイベント等において排出す る。	

エ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物の収集方法

種類	収集方式 排出方法		
燃やせるごみ	 排出者と許可業者との契約	透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、	
燃やせないごみ	による。	市長の指示に従い、排出する。	
生ごみ ※注	個別に収集する。	市長の指示に従い、排出する。	
公園ごみ	四別に収集する。		

[※]注 生ごみは、市立学校園から発生する給食の残さ等に限る。

オ 市が収集しない一般廃棄物の処理方法

	しない一般廃棄物の処理方法	T
区分	品目の例示	処理方法
一時多量ごみ	引越し、死去等により、一時的に多量に発生するごみ	市の施設へ直接搬入 するか、一般廃棄物 収集運搬業許可業者 に収集を依頼する。
特定家庭用機 器再商品化法 第2条第5項に 定める特定家 庭用機器廃棄 物	①ユニット形エアコンディショナー ②テレビジョン受信機のうち、ブラウン管式、液晶 式、プラズマ式及び有機EL式のもの ③電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 ④電気洗濯機及び衣類乾燥機	購入した。 という は は で の は で が で の は で が で の が で が で が で の が で が で で が で が で
奈良市環境 高 大 で 理 要 領 担 と 管 1 に 入 禁 物	①有害な物薬品、農薬、劇薬 ②危険性のある物自動車用バッテリー、消火器、LPガスボンベ、ドラム缶等 ③引火性のある物ガソリン、灯油、プロパンガス等 ④特別管理一般廃棄物に指定されている物PCB含有物、感染性廃棄物等 ⑤その他、処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物農業用機械、大型温水器、コンクリート、ピアノ、バイク(オートバイ)、タイヤホイール、タイヤホイール、タイヤホイール、タイヤホイール、の設置又は撤去の際に専門業者の資格や技術が必要な物にした。近ルトインコンロ、洗面化粧台、便器、浴槽、風呂釜、給湯器、扉、瓦、門扉、フェンス等 ⑦資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定再資源化製品パソコン等	業者に引取、資源化
奈良市環境清調		搬入条件を満たして 排出する。

(5) 中間処理·再生利用計画

ア 再生利用量 ※注

	種類	再生利用量
	プラスチック製容器包装	3,402 t
	ガラスびん	1,636 t
再	ペットボトル	481 t
	飲料用紙パック	65 t
生資源	空き缶	435 t
搬	古紙類・古布類	311 t
入	使用済小型家電	181 t
	陶磁器製及びガラス食器類	16 t
	生ごみ	200 t
	小計	6,727 t
有領	事ごみ回収	85 t
草	木(剪定・枝木)チップ化等再生利用	240 t
集	団資源回収	14,769 t
	슴計	21,821 t

※注 市内で発生する廃棄物の再生利用として、上記の他に各家庭での生ごみ堆肥化容器及び処理機によるもの、古紙類・古布類の民間拠点回収、販売店による店頭回収、その他事業所による自主的な再生利用等があるが、これらの数値は含めていない。

イ 中間処理・再生利用に係る施設 ※注

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を処理する。

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

(ア) 直営または委託先のごみ処理施設

a 焼却処理施設

名称		称	環境清美センターごみ焼却施設			
所	在	地	奈良市左京五丁目2番地			
処	理フ	方 法	全連続燃焼式			
処	理 自	10 力	480t/24h (120t/24h×4基)			
操	業用	態	直営			
処理す	る廃棄	物の種類	燃やせるごみ(再生資源選別残さを含む)、破砕豆 死体	「燃物、動物の		
処	理	量	燃やせるごみ	67,044 t		
<u> </u>	垤	里	動物の死体	1,120 体		
			焼却灰	5,136 t		
残	さ	量	ばいじん処理物	1,300 t		
7%	Ċ.	Ç	2	○ 里	焼却灰(非鉄)	2,000 t
			合計	8,436 t		
処	分	先	焼却灰:南部土地改良清美事業(第二工区)一般廃棄物最終処分場 ばいじん処理物:大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場 焼却灰(非鉄):大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場			

b 委託先の処理施設

名 称 三重中央開発株式会社(各処理施設)			
所 在 地	京都リサイクルセンター:京都府木津川市加茂町大畑背谷38番地1 三重リサイクルセンター:三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地		
処 理 方 法	破砕、焼却、焙焼、管理型埋立		
操業形態	委託		
処理する廃棄物の種類	燃やせないごみ(再生資源選別残さを含む)、大型ごみ		
	燃やせないごみ	4,726 t	
処理量※注	大型ごみ	2,341 t	
	合計	7,067 t	
処 分 先	破砕可燃物:焼却処理し、発生した焼却灰は無害化破砕不燃物:管理型埋立 破砕スクラップ:再生利用業者	ごし再生利用	

※注 中間処理から最終処分までの全ての処理が行われる。

(イ) 直営または委託先の再生利用施設

a 草木類選別保管施設

2	名	称	草木類選別保管施設	
所	在	地	奈良市奈良阪町2683番地	
処	理方	法	選別・保管	
操	業形	態	直営	
処理す	る廃棄物	勿の種類	埋立ごみ	
処	理 量	※ 注	240	t
処	分	先	草木類:再生利用業者等 土砂類:緊急時一般廃棄物最終処分場	

[※]注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

b 有害ごみ資源化施設

2	名称		ŗ	野村興産株式会社	
所	右	Ē	地	北海道北見市留辺蘂町富士見217-1	
処	理	方	法	焙焼処理・水銀回収等再生利用	
操	業	形	態	委託	
処理す	る廃	棄物	の種類	乾電池・蛍光灯等	
処	珰	E	量	85	t

c プラスチック製容器包装中間処理施設

2	名 移	尔	プラスチック製容器包装中間処理施設	
所	在	地	奈良市西九条町五丁目4-3及び4-13地内	
処	理 方	法	選別及び梱包	
操	業形	態	委託	
処理す	る廃棄物	の種類	プラスチック製容器包装及びその選別残さ	
			プラスチック製容器包装	3,402 t
処	理	量	選別残さ	798 t
			合計	4,200 t
処	分	先	プラスチック製容器包装:指定法人の定める再商品 選別残さ:環境清美センターごみ焼却施設	北事業者施設

d ガラスびん保管施設

名 称	ガラスびん保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	選別及び屋外保管	
面積		48 m²
操業形態	直営	
処理する廃棄物の種類	ガラスびん及びその残さ	
	ガラスびん (無色)	801 t
	ガラスびん(茶色)	384 t
	ガラスびん(その他の色)	451 t
	合計	1,636 t
処 分 先	ガラスびん:指定法人の定める再商品化事業者施設 可燃物残さ:環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ:環境清美センターに搬入後、三重中央開	

[※]注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

e ペットボトル資源化施設

2	名	称		ペットボトル圧縮梱包作業所
所	在	ţ	地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処	理	方	法	選別、圧縮及び梱包
処	理	能	力	0.7t/h (0.3t/h×1基、0.4t/h×1基)
操	業	形	態	委託
処理す	る廃棄	€物 σ)種類	ペットボトル及びその残さ
処	理 量	ł ,	※ 注	481 t
処	分	ij	先	ペットボトル:ペットボトル保管施設 可燃物残さ:環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ:環境清美センターに搬入後、三重中央開発株式会社へ

[※]注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

f ペットボトル保管施設

2	名	称	ペットボトル保管施設
所	在	地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処	理方	法	屋外保管
Ī	面	積	710 m²
操	業形	態	委託
処理す	る廃棄物	めの種類	ペットボトル
処	理	量	481 t
処	分	先	再生利用業者

g 飲料用紙パック保管施設

名	5	尔	飲料用紙パック保管施設
所	在	地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処	理 方	法	選別及び屋外保管
正	前	責	22 m²
操	業形	態	直営
処理す	る廃棄物	の種類	飲料用紙パック及びその残さ
処 理	里 量	※ 注	65 t
処	分	先	飲料用紙パック:再生利用業者 可燃物残さ:環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ:環境清美センターに搬入後、三重中央開発株式会社へ

[※]注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

h 空き缶資源化施設

4	<u> </u>	称		空き缶選別作業所	
所	在	地	1	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処	理	方	法	機械選別及び圧縮	
処	理	能	力	1.33t/h (0.63t/h, 0.7t/h)	
操	業	形	態	委託	
処理す	る廃棄	物の	種類	空き缶及びその残さ	
				アルミ缶	218 t
処 五	里 量	: *	往注	スチール缶	217 t
				合計	435 t
処	分	先		空き缶:空き缶保管施設 可燃物残さ:環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ:環境清美センターに搬入後、三重中央関	発株式会社へ

[※]注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

i 空き缶保管施設

名称	空き缶保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	屋外保管	
面積		460 m²
操業形態	委託	
処理する廃棄物の種	類空き缶	
	アルミ缶	218 t
処 理 量	スチール缶	217 t
	合計	435 t
処 分 先	再生利用業者	

j 古紙類·古布類保管施設

2	Ż	称	古紙類・古布類保管施設	
所	在	地	奈良市左京五丁目2番地	
処	理	方 法	屋外保管	
Ī	面	積		50 m²
操	業	形 態	委託	
処理す	る廃棄	物の種類	新聞、雑誌、ダンボール、古布類	
			新聞	18 t
			雑誌	143 t
処	理	量	ダンボール	99 t
			古布類	51 t
			合計	311 t
処	分	先	再生利用業者	

k 使用済小型家電資源化施設

2	名称		ŗ	大栄環境株式会社三木リサイクルセンター
所	1	Ē	地	兵庫県三木市口吉川町吉祥寺谷132番地8
処	理	方	法	選別・保管後、再生利用
操	業	形	態	委託
処理す	る廃	棄物	の種類	携帯電話、カメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、ゲーム機等
処	Ę	里	量	181 t

1 陶磁器製・ガラス製食器類資源化施設

2	名	移	Ķ	藤野興業株式会社資源リサイクルセンター森屋工場	
所	在	:	地	大阪府南河内郡千早赤阪村大字森屋 630-1	
処	理	方	法	破砕処理後、再生利用	
操	業	形	態	委託	
処理す	る廃	棄物	の種類	陶磁器製及びガラス製食器類	
処	珰	1	量	1	6 t

(ウ) 処分業許可業者の施設

名称	所在地	処理する廃棄物の種類	処理能力
(株) オギタ	奈良市大柳生町2705-2	剪定枝木、草、木くず	2.0t/24h
石庭園グリーン サービス	奈良市横井六丁目621-3	剪定枝木、草	4.54t/24h
奈良市エコロ ジー事業(協)	奈良市北之庄町23-2	びん、空缶、ガラス、プラス チック、ペットボトル、紙、金 属くず、木くず、繊維くず	4.8t/24h
(有)丸進商会	奈良市北之庄西町一丁目 5-2	木くず、繊維くず、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず、コンク リートくず(工作物の新築、改 築または除去に伴って生じたも のを除く。)及び陶磁器くず、 工作物の新築、改築または除去 に伴って生じたコンクリートの 破片その他これに類する不要 物、廃プラスチック類	1.0t/24h
(有)日出産業	奈良市北之庄西町二丁目 6-6	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	34.19t/24h
(株) I・T・O	奈良市南庄町136	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	60t∕24h
E · G · C	奈良市鹿野園町131	剪定枝木、草、木くず	4.5t/24h

(6) 最終処分計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を最終処分する。

ア 南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場(第二工区)

ſ	所	右	<u> </u>	地	奈良市米谷町1857番地 他
ŀ					
L	敷	地	面	積	82, 920 m²
	埋	立	面	積	58, 100 m ²
ſ	埋	立	容	量	747, 900 m ³
	操	業	形	態	直営
	埋 立	江 求	亅	息 物	焼却灰、破砕不燃物
ſ	処	S.	}	量	D

イ 緊急時一般廃棄物最終処分場

所	在	地	奈良市奈良阪町1325番地 他
敷	地市	面 積	46, 611 m²
埋	立直	面 積	27, 400 m²
埋	立	量	264, 403 m³
操	業	形 態	直営
埋互	立対	象 物	土砂類
処	分	量	887 t

ウ 大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場

所 在 地 大	下版市此花区北港緑地地先	
処 分 場 面 積		95ha
埋立容量	1	3, 975, 000 m ³
埋立対象物ば	ばいじん処理物、焼却灰(非鉄)	
ば	いじん処理物	1,300 t
処 分 量 焼:	[却灰(非鉄)	2,000 t
	合計	3,300 t
	型立対象物は委託により大阪湾広域臨海環境整備センター、 、された後、同センターにより埋立処分される。	堺基地に搬

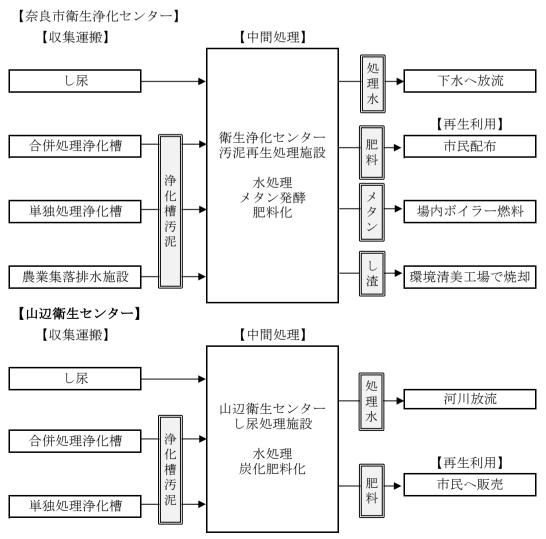
4 生活排水(し尿・浄化槽汚泥)処理実施計画

(1) 生活排水(し尿・浄化槽汚泥)の処理方法及びその主体 ※都祁・月ヶ瀬地域は、奈良市と山添村により構成される一部事務組合である山辺環境 衛生組合が処理主体となる。

ア 処理方法及びその主体

該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
し尿	概ね月1回収集 (委託)	○月ヶ瀬・都祁を除 く地域	○月ヶ瀬・都祁を除 く地域
	浄化槽清掃業許可業 者が清掃にあわせて 収集 (許可業者)	し尿・浄化槽汚泥は 高負荷脱窒素処理方 式で処理 (直営)	汚泥は肥料として再 生利用 (直営)
浄化槽汚泥		○月ヶ瀬・都祁地域 高負荷脱窒素処理方 式 (直営)	○月ヶ瀬・都祁地域 汚泥は炭化肥料化 し、再生利用 (直営)

イ 処理体系



(2) 一般廃棄物 (浄化槽汚泥) 収集運搬業・浄化槽清掃業の許可

許可件数(令和7年3月1日現在)

種類	件数
収集運搬業	1
収集運搬業 (月ヶ瀬・都祁を除く地域限定)	4
净化槽清掃業	1
浄化槽清掃業(月ヶ瀬・都祁を除く地域限定)	4

(3) 市民等に対する広報・啓発活動

浄化槽清掃業許可業者を市ホームページに掲載し、浄化槽の清掃等について市民・事業者に啓発する。

(4) 収集運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量(都祁・月ヶ瀬地域除く)

種類	令和5年度	(実績値)	令和7年度(推計値)		
1里积	市収集	許可業者収集	市収集	許可業者収集	
し尿	2,591 kl	0 kl	2,445 kl	0 k@	
浄化槽汚泥	0 kQ	11, 426 k@	0 kQ	12, 166 kQ	
計	2,591 k0	11, 426 k@	2,445 k0	12, 166 kℓ	
合計		14, 017 kQ		14,611 k0	

イ 収集運搬する廃棄物の量(都祁・月ヶ瀬地域)

種類	令和5年度	(実績値)	令和7年度(推計値)		
生物	組合収集	許可業者収集	組合収集	許可業者収集	
し尿	595 kl	0 k@	610 kl	0 k@	
浄化槽汚泥	0 k@	5, 292 kl	0 k@	5, 250 kℓ	
計	595 kℓ	5, 292 kℓ	610 kℓ	5, 250 kℓ	
合計		5,887 k@		5,860 kℓ	

(5) 中間処理計画

衛生浄化センター汚泥再生処理施設

所	所 在 地		地	奈良市大安寺西二丁目281番地									
処	処 理 方 法		法	高負荷脱窒素処理方式により水処理し、汚泥はメタ 化を行う。 また、残さは環境清美工場で焼却する。	ン発酵・肥料								
処	理	能	力	し尿、浄化槽汚泥	90kℓ∕24h								
ر ا	珄			生ごみ	3.4t/24h								
操	業	形	態	直営(ただし、運転管理は委託)									
処理す	る廃	棄物	の種類	し尿、浄化槽汚泥									
	理	理量	量	し尿	2,445 k0								
処				净化槽汚泥	12, 166 kℓ								
													合計
残	5		量		4 t								
堆	肥	化	量		116 t								
残	さ 奴	上 分	先	環境清美工場焼却処理施設									

山辺環境衛生組合 山辺衛生センター

	.,.,,				
所	所 在 地		山辺郡山添村大字遅瀬2384番地		
処	理	方 法	高負荷脱窒素処理方式により水処理し、汚泥は炭化を行う。	2処理し肥料化	
処	理	能力	し尿、浄化槽汚泥	$20 \mathrm{k} \ell / 24 \mathrm{h}$	
操	操業形態		一部事務組合		
処理す	る廃棄	物の種類	し尿、浄化槽汚泥		
			し尿	610 k@	
処	理	量	净化槽汚泥	5, 250 kQ	
			合計	5,860 kℓ	
堆	肥	化 量	(山添村で発生の汚泥由来分を含む)	17 t	

[※]処理残渣は発生せず、汚泥はすべて炭化肥料となる。